

答 申

第1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、平成17年12月1日付け17保第1172号で行った公文書不開示決定は、妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は、平成17年11月16日付けで、福島県情報公開条例（平成12年福島県条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し「平成16年度に が福島県社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に対して行ったと思われる寄付に関し、県が把握している事実に関する情報」の開示を求めて公文書の開示請求を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成17年12月1日付けで、「開示請求に係る公文書の存否を答えること自体が、条例第7条第3号の不開示情報を開示することになる」として、条例第10条を適用し、存否を明らかにしないで不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は本件処分を不服とし、平成18年1月26日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立書を提出した。

第3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消し、本件対象公文書の開示を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び意見陳述を総合すると、次のとおりである。

(1) 条例第10条の該当性について

ア 開示請求をした情報は条例第7条第3号の不開示情報には該当せず、当然の結果として条例第10条には該当しない。

イ 福島県情報公開条例の趣旨、解釈（以下「条例解釈」という。）では、（存否応答拒否ができる場合として）4種の情報が例示されているが、知事が存否を答えることを拒否した情報は、例示の情報と比べ保護される利益もあいまいで、今回の決定はまさに条例第10条の誤用、濫用である。

ウ 複数の事業団関係者から、平成16年度に から事業団に寄付が行われた情報を得ており、存在していることが明らかな情報を、条例第10条で存在するとも存在しないと答えない行為は全く意味のない行為である。

エ 平成18年4月26日付けで事業団の施設の利用者やその家族から事業団への寄

付に関する情報の開示請求（以下「平成18年4月26日付け開示請求」という。）をしたところ、「判別できる公文書は保有していない」と回答している。つまり情報を保有していなければ保有していないと回答するのであって、存在するかないかを回答することはできないとのこの度の回答は、保有していることを実質的に認めていることであり、条例第10条を根拠に開示請求を拒否するのは意味をなさない。

(2) 条例第7条第3号の該当性について

次の理由により開示請求をした情報は条例第7条第3号の不開示情報には当たらない。よって、知事の決定には妥当性がなく、請求した情報を開示すべきである。

ア 事業団について

(ア) 寄付は社会福祉法人の貴重な財源であり、多くの場合寄付に関する情報は公にすることで適正に処理されていることを示し、さらには寄付を広く募るための広報としても機能している。また、特に匿名を希望する者や寄付行為が明らかになることを望まない寄付者には、意思を尊重した配慮もなされている。したがって、一般的には寄付に関する情報が開示されることで寄付が抑制され社会福祉法人の正当な利益を害するおそれはなく、知事が一般論で条例第7条第3号に該当すると主張するのは根拠がない。

(イ) 平成18年4月26日付け開示請求については、保有していないと回答してきた。つまり施設の利用者やその家族からの寄付の情報は、事業団に寄付を行おうとする者に抑制をかけることにはならないことを認めていることであり、からの寄付の情報を明らかにすることが「事業団に寄付を行おうとする者に抑制をかけ事業団の正当な利益を害する」との主張は全く根拠がない。

(ウ) 条例解釈では、条例第7条第3号アの「正当な利益を害するおそれがあるもの」として三点をあげているが、寄付に関する情報はこのような情報とは性格を異にしており、条例第7条第3号には該当しない。

(エ) 条例解釈で「『正当な利益を害するおそれ』の有無の判断にあたっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性を考慮する必要がある」とあるが、この度の決定はこのような状況に関する考慮がされておらず、安易に「正当な利益を害するおそれ」があると主張しており適切でない。

イ について

(ア) 条例解釈では、「正当な利益を害するおそれがあるもの」として3種類の情報をあげているが、「不利益を与えるおそれのある」情報とは明らかに異なっている。知事は条例に明確に該当すると主張できず、多様な可能性の一つとして「不利益を与えるおそれがある」と述べているのに過ぎず、条例第7条第3号には該当しない。

(イ) 一般的に寄付行為は社会的に評価される行為であり、寄付を行うことで評価が高まることがあっても、低下することはない。知事は が行った寄付に関する情報を開示することが「開示される一部の情報だけで一方的な評価がなされるなど、 に不利益を与えるおそれがある」と一方的に判断しているが、明確

な根拠を持たない一方的な判断は条例第7条第3号に該当しない。もし該当すると主張するならば、何故そのように判断するのか根拠を示すべきである。

(ウ) 条例解釈では、「正当な利益を害するおそれ」の有無の判断では県との関係も考慮する必要があると述べられている。

の財源は自らの会費だけでなく、県からの補助金や委託費も含まれており、公的な財政的支援を受けている以上、説明責任は他の社会福祉法人の職員組織よりは重く、安易に「 に不利益を与えるおそれがある」として条例第7条第3号に該当すると判断するのは過ちである。

(3) その他

ア 社会福祉法人の基本的姿勢として、情報の公開に努め、事業運営の透明性を高めて県民の信頼を受けるよう指導するのが、社会福祉法人を監督する福島県の態度であるべきである。

イ 事業団はこれまでに福島県から多額の補助金を受け、福島県の社会福祉施設を受託運営してきた特別な福祉法人であり、他の社会福祉法人と比べより積極的な情報公開の責任がある

第4 実施機関の説明

実施機関が、本件対象公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による説明を総合すると、次のとおりである。

1 条例第10条該当性

本件開示請求については、寄付団体を特定して開示請求がなされており、開示請求該当文書の存在を明らかにするだけで、事業団が から寄付を受けているかいないかの事実及び が事業団に対し寄付を行っているかいないかの事実が明らかになり、その結果、条例第7条第3号に規定する不開示情報を開示することとなる。

2 条例第7条第3号該当性

(1) 事業団について

ア 事業団では寄付者名や寄付金額等の情報を公にする前提で寄付を受けていない。

イ 県が当該情報を開示することとした場合、事業団の活動とかわりなく公になることになり、事業団に寄付を行おうとする者に対し抑制をかけるなど、事業団の正当な利益を害するおそれがある。

(2) について

ア が行った寄付に関する情報は の内部管理情報となる。

イ の活動とかわりなく県が情報を開示すれば、 の活動が抑制され、また、開示される一部の情報だけで一方的な評価がなされるなど、 に不利益を与えるおそれがある。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、 が平成16年度に事業団に対して行った寄付に関し、県が把握している事実に関する情報について開示を求めたものであり、本件対象公文書が

仮にあるとすれば、 が事業団に対して行った寄付の金額、寄付を行った日付等が記載されているものと考えられる。

2 本件対象公文書の存否応答拒否について

本件開示請求では、実施機関は、寄付者を特定した開示請求であることから、公文書の存在の有無を答えるだけで条例第7条第3号の不開示情報を開示することになるとして条例第10条の存否応答拒否を適用したことから、まず始めに条例第7条第3号に該当するか否かについて判断する。

3 条例第7条第3号について

(1) 条例第7条第3号の趣旨

条例第7条第3号は、法人等の正当な事業活動の自由を保障するため、当該事業に関する情報で、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

この場合において「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするか否かを問わず、事業内容、事業所、事業用資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、また、「正当な利益を害するおそれ」の有無の判断にあたっては、その情報の内容及び性質のみならず、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等を考慮する必要があると解されている。

(2) 条例第7条第3号の「法人等の事業に関する情報」の該当性

異議申立人が求めている から事業団への寄付に関する情報は、事業団及び双方の事業活動に関する情報であり、条例第7条第3号で規定する「当該事業に関する情報」に該当すると認められる。

(3) 条例第7条第3号の「正当な利益を害するおそれ」の該当性

異議申立人は、本件対象公文書は、条例解釈で掲げる3つの情報（生産技術上又は販売営業上のノウハウに関する情報、信用上不利益を与える情報、経営方針等の情報）とは性格を異にしており、条例第7条第3号アに規定する「正当な利益を害するおそれ」がある場合には当たらないと主張するが、当該3つの情報はあくまで代表的な情報を例示したものであり、「おそれ」の判断にあたっては、上記(1)にあるとおり、その情報の内容及び性質、その事業の性格、県との関係、事業活動における権利利益の保護の必要性等について考慮する必要があるとされることから、以下に検討する。

ア 寄付に関する情報

一般に法人その他の団体が寄付を行う場合において、寄付を行うか否か、寄付を行う場合にどの位の金額で行うかは寄付を行う法人等が自由に判断する事項であり、当該情報は、当該法人等の業務運営に関わる機微な情報であると認められる。

異議申立人は が事業団に対して寄付を行った情報を複数の事業団関係者から得ているとしているが、事業団や では個々の寄付の内容について実際公表はしておらず、また、事業団の寄付収入額は事業年度終了後に公表される決算書で明らかにされているものの、個々の寄付の内容については事業団及び とともに公にする規定はなく、個々の寄付の内容が通例として公にされているとは認められない。

イ 事業活動における保護の必要性

異議申立人は、平成12年度以降、事業団自体はほとんど寄付を受けていないとして、寄付に関する情報が公にされても事業団に対して寄付を行おうとする者に抑制がかかるという事実さえ存在しないと主張する。しかし、異議申立人も認めるように社会福祉法人にとって寄付は貴重な財源であり、現に本件寄付の翌17年度における事業団の寄付収入総額は、事業団がホームページで公表している決算書で確認したところによれば物品を含め約597万円と決して少ない額ではないことからすれば、寄付者が自由意思で行った寄付の情報が本人の意思に反して明らかになることで、以後、当該寄付者や他の寄付を行おうとする者が寄付を躊躇し事業団の正当な利益が損なわれる可能性は否定できないものと考えられる。

一方、仮に が事業団に対して寄付を行っていたとすれば、寄付に関する情報が明らかになることで業務運営上の内部管理情報が明らかになるとともに、寄付の有無や寄付の多寡により一方的に社会的な評価を受けるなど、 にとって不利益な事態が生じるおそれは否定できないと考えられる。

ウ 県との関係

異議申立人は、事業団は県から多額の補助金や委託金を受け、県の社会福祉施設を受託運営してきた特別な社会福祉法人であり、県とは極めて密接な関係にあることを理由に寄付に関する情報の開示を求めている。

社会福祉制度の改革により福祉サービスを利用者が自ら選択できる介護保険制度や支援費制度が導入され、社会福祉法人の事業経営の効率性及び経営基盤の強化が求められるとともに、県では公社等外郭団体への関与の見直しを進めており、事業団においても自主的、自立的な経営方針により県関与の度合いが薄まる傾向にあることは認められる。しかしながら、事業団は県の社会福祉施設を受託運営するために県が出資して設立された団体で、現在においても多額の補助金や委託金を受けており、他の一般の社会福祉法人に比べて県とはより密接な関係にあるといえる。

一方、 について異議申立人は、 の財源が自らの会費だけでなく県からの補助金や委託金が含まれているとして他の社会福祉施設の職員団体よりも説明責任は重いと主張する。

しかし、 の規約によれば、 は事業団職員相互の共済及び福利増進を図ることを目的に設置された団体であり（第1条）、その事業は事業団職員すなわち構成員の福利厚生等を図るためのものである（第16条）。

エ 事業の性格（社会福祉法の趣旨）

異議申立人は平成18年3月31日付けの意見書において「社会福祉法人の事業経営の透明性の確保は社会福祉事業法の改正（社会福祉法）の重要な要素の一つである」ことから、「社会福祉法人の透明性の確保の上で、寄付に関する情報の公開は重要な要素である」旨主張する。

確かに、社会福祉法では第24条で経営の原則を、第44条では事業報告書などの作成やその備え付け、閲覧について規定し、社会福祉法人の事業経営の透明性の確保を求めている。これにより事業団における事業報告書や収支決算書等の作成が義務付けられ、寄付収入総額についても閲覧の対象となっているところであるが、同法は社会福祉法人が保有する全ての情報について公表を義務付けたものとは認め

られず、個々の寄付の内容についてまで開示を求められるものではない。

以上、「正当な利益を害するおそれ」の判断要素についてその要件を個々に検討してきたが、県との関わりが深い事業団、限定的な関わりに止まる それぞれに対し、実施機関は必要な範囲で説明責任を果たす必要性があると認めるものの、そもそも個々の寄付に関する情報を開示するか否かについては、当該情報が機微な情報であることから第一次的には寄付者の意思が尊重されるべきものと考えられる。

したがって、仮に本件対象公文書を開示すれば、上記で見たとおり、寄付に抑制がかかり事業団が本来受けられるべき寄付が受けられなくなるおそれがあることは否めず、また、には寄付の有無や金額の多寡により一方的な社会的評価を受ける可能性が生ずるなど、条例第7条第3号アの「正当な利益を害するおそれ」があると考えられる。

(4) 条例第7条3号ただし書該当性

条例第7条第3号本文に該当する情報であっても、同号ただし書きの「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当する場合は開示すべきものとされるが、本件開示請求に係る情報は、これに該当しないことは明らかである。

(5) 条例第7条第3号の不開示情報該当性

以上(2)から(4)により、本件対象公文書は条例第7条第3号の不開示情報に該当するものと認められる。

4 条例第10条該当性について

次に、条例第10条による本件対象公文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

(1) 条例第10条の趣旨

実施機関は、開示請求があったときは、通常、当該請求に係る公文書の存否を明らかにした上で、開示・不開示の決定をし、開示請求者に通知することとなっているが、公文書の内容によっては、存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報の規定により保護すべき利益が損なわれることがあることから、本条は、実際に公文書が存在するか否かにかかわらず、常に存否の応答を拒否する旨の決定を行わなければならないことを規定したものと解される。

(2) 本件開示請求への条例第10条の適用について

この点に関し異議申立人は、「平成16年度に から事業団に寄付が行われた情報を複数の事業団関係者から得ており、存在していることが明らかな情報を、条例第10条で存在するとも存在しないとも答えない行為は全く意味のない行為である」として同条の誤用、濫用であると主張する。本件開示請求のように、特定の団体が行った寄付を特定して開示請求がなされた場合、本件対象公文書を不開示としても、本件対象公文書が存在すると答えることになり、特定の団体が寄付を行った事実が明らかとなる。また、本件対象公文書が存在しない場合に存在しないと答えれば、本件請求に係る寄付が存在しないという事実が明らかになるなど、いずれの場合であっても存在しているか否かを答えるだけで、寄付の有無が明らかになる。

(3) 平成18年4月26日付け開示請求に係る対応について

一方、異議申立人は平成18年4月26日付け開示請求に対し、実施機関が「判別できる公文書は保有していない」と回答したことについて、「情報を保有していなければ保有していないと回答するのであって、存在するかしないかを回答することはできないとの回答は、保有していることを実質的に認めていることであり、第10条を根拠に開示請求を拒否するのは意味をなさない」と主張するが、実施機関は、請求の内容があくまで「施設の利用者」や「その家族」が行った寄付に関する情報であるため、実施機関が保有する資料からは寄付者が利用者なのかその家族なのかを特定できる資料がなく、結果として「福島県社会福祉事業団に対して行われた寄付が、福島県社会福祉事業団の運営する社会福祉施設の利用者並びにその家族が行った寄付であるかどうか判別できる公文書は保有していません」という回答になった旨陳述しており、本件処分と平成18年4月26日開示請求の回答が異なったことについて、特段の問題は認められない。

(4) 本件存否応答拒否について

よって、本来、条例第7条第3号により不開示情報として保護されるべき利益が害されることから、実施機関が条例第10条の規定により、本件開示請求に対して、存否を明らかにしないで、その応答を拒否したことは妥当であると認められる。

5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は本件異議申立において指導監督機関としての県の責任を述べているが、社会福祉法人に対する県の指導監査業務と情報公開への対応は別問題であり、異議申立人の主張は当たらない。

なお、実施機関は、条例第36条に「出資等法人の情報公開が推進されるよう、必要な措置を講ずる」と規定されたことを受けて、事業団が保有する情報の公開を促進するための指導、助言を行うなど、情報公開の推進に努めていると認められる。

6 以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 2月15日	・ 諮問書受付
平成18年 2月17日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成18年 3月14日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成18年 3月15日	・ 異議申立人に不開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に不開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成18年 4月 3日	・ 異議申立人から不開示決定理由説明書に対する意見書の提出
平成18年 4月 5日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書に対する意見書を送付
平成18年 4月21日 (第136回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成18年 4月24日	・ 異議申立人に不開示決定理由に対する意見の再提出を要求
平成18年 5月11日	・ 異議申立人から不開示決定理由説明書に対する再意見書の提出
平成18年 5月12日	・ 実施機関へ異議申立人からの再意見書を送付
平成18年 5月22日 (第137回審査会)	・ 実施機関から不開示決定理由について聴取 ・ 審議
平成18年 7月24日 (第138回審査会)	・ 異議申立人から不開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成18年 8月23日 (第139回審査会)	・ 実施機関から事実関係等について聴取 ・ 審議
平成18年 9月25日 (第140回審査会)	・ 審議
平成18年10月23日 (第141回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏名	現職等	備考
浅野かおる	国立大学法人福島大学行政政策学類 助教授	
有我 健司	前 福島県監査委員	
今野 博美	福島地方裁判所民事調停委員	会長職務代理者
佐藤 初美	弁護士	
富田 哲	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長